

## 集配金警送業務個別仕様書<総合病院>

### 1 業務概要

#### (1) 集金・警送・清算・整理・入金業務

平日午後6時に総合病院から売上金及び釣り銭（以下「売上金等」という。）を受領し、うち売上金を総合病院の振込先金融機関の口座に入金する。

※総合病院における乙への引渡し時には、「売上金と釣り銭」が混在している。

#### (2) 準備・配金業務

乙に引渡し済の釣り銭分現金を総合病院の指示する金種に用意し、平日午前8時から8時30分間に総合病院へ配金する。

※集金・配金に必要な現金バック等は、乙の負担により乙が用意するものとする。

区分	数量	備考
現金バッグ	4個	施錠可能なもの。医事用、管財用、釣り銭用（2個）色等により集配金部署を区分できるようにすること。（総合病院と打合わせること。）
紙幣用袋	5枚	医事用（支払機、窓口、その他（2枚））、管財用（駐車場）袋の仕様については、総合病院と打合わせること。
硬貨用麻袋	4枚	医事用（支払機、窓口）、管財用（駐車場、公衆電話代） 麻袋の仕様については、総合病院と打合わせること。

### 2 業務開始日

令和3年4月1日

### 3 集配場所

静岡県葵区北安東4-27-1 総合病院内

### 4 口座への入金処理日

集金した日の翌銀行営業日

### 5 集金・警送・清算・整理・入金業務内容

- (1) 総合病院は、売上金等を乙が用意する現金バッグ等に入れ、現金バッグを施錠の上、乙に引き渡す。

売上金等は、次のア～カの区分により、紙幣を紙幣用袋、硬貨を硬貨用麻袋にそれぞれ入れ、必要な伝票とともに現金バッグに収納するものとする。なお、釣り銭用（2個）については現金が入っておらず、空の釣り銭ケースのみのため個数に含めない。

ア 現金バッグA（医事）

(ア) 支払機

- ・現金 売上金+釣り銭 1,963,250 円
- ・伝票 入金伝票、釣り銭用伝票

(イ) 窓口分

- ・現金 売上金+釣り銭 392,650 円
- ・伝票 入金伝票、釣り銭用伝票

(ウ) その他医事関係分 A

- ・現金 売上金
- ・伝票 入金伝票

(エ) その他医事関係分 B (随時)

- ・現金 売上金
- ・伝票 入金伝票

イ 現金バッグ B (管財)

(オ) 駐車場料金分

- ・現金 売上金
- ・伝票 入金伝票

硬貨用麻袋 (管財)

(カ) 公衆電話代分

- ・現金 売上金
- ・伝票 入金伝票

(2) 現金バッグの授受の完了は、総合病院と乙の双方が、双方の協議により定めた所定の書面により確認し、乙の警送業務従事者に引渡した時点とする。なお、総合病院及び乙は、現金バッグの異常の有無を確認の上、授受を行う。

(3) 乙は、総合病院から引渡しを受けた現金バッグに収納された売上金等を精算・整理し、総合病院が入金伝票等に記載した金額と一致しているか確認を行う。

一致している場合は、その金額をもって入金金額の確定とする。

相違がある場合は、乙は、原則として翌日午前 8 時 00 分から午前 8 時 30 分の間に総合病院へ連絡するものとし、総合病院は、必要に応じて処理方法等の指示を行い、入金金額を確定する。

(4) 乙は入金金額確定後、総合病院の指定する金融機関に、翌銀行営業日中に総合病院の指定する口座に入金になる様に依頼するものとする。なお、乙は総合病院から引き受けた入金伝票毎に依頼するものとする。

## 6 配金準備・配金業務内容

- (1) 釣り銭については、次のとおりとし、乙は、総合病院から授受した釣り銭分現金をあらかじめ用意し、それぞれ現金バックに封入して総合病院に引き渡す。

なお、総合病院へは、各硬貨及び紙幣の束を6分割（1分割あたり392,650円）の上、一纏め（輪ゴム留等）にし、引き渡すものとする。

金種		必要金額	毎営業日 必要枚数	毎営業日 必要束数
硬貨	500	300,000円	600枚	12束
	100	180,000円	1,800枚	36束
	50	45,000円	900枚	18束
	10	27,000円	2,700枚	54束
	5	3,000円	600枚	12束
	1	900円	900枚	18束
紙幣	1,000	1,800,000円	1,800枚	18束

※紙幣（1,000円札）については100枚を、硬貨については50枚を一束とする。

- (2) 総合病院は、釣り銭の額及び金種等を変更する必要がある場合は、変更しようとする日の2業務実施日前の日の午前中までに乙に連絡する。
- (3) 釣り銭の授受の完了は、総合病院と乙の双方が、双方の協議により定めた所定の書面により確認の上、釣り銭が総合病院に引渡された時点とする。

## 7 その他

総合病院が乙へ引き渡す際の、入金伝票及び釣り銭用伝票については、総合病院と乙が協議の上、乙が用意する。

なお、入金伝票については、日付及び金額欄を除き必要事項が記載されたものを、また、釣り銭用伝票については、日付を除き必要事項が記載されたものを用意するものとし、必要部数を総合病院にあらかじめ渡しておくものとする。